

相 談

戸籍証明書等の広域交付制度について教えてほしい

〔相談要旨〕

最寄りの市町村窓口で、本籍地以外の戸籍の証明書の請求・交付が可能になると聞いたが、どのような制度なのか教えてほしい。



回 答

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が、令和6年3月1日に施行され、本籍地以外の市区町村窓口でも、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除き、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました（ただし、一部事項証明書、個人事項証明書の請求は除く）。

これによって、例えば、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口1か所で、全国各地の戸籍証明書等をまとめて請求できることとなり、これを戸籍証明書等の広域交付制度と言います。

この広域交付制度で戸籍証明書等を請求できる方は、①本人、②配偶者、③父母、祖父母などの直系尊属、④子、孫などの直系卑属です。

御利用に当たっては、①戸籍証明書等を請求できる方が市区町村の戸籍担当窓口に出向いて請求する必要がある、②郵送や代理人による請求はできない、③窓口に出向いた方の本人確認のため、顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の提示が必要です。

また、戸籍届時における戸籍証明書等の添付負担の軽減として、例えば、新婚旅行先の市区町村の窓口婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要になります。

【お問合せ先】

御不明な点は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。